

(平成21年4月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

厚生年金関係

6 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 8 月 19 日まで  
②昭和 23 年 8 月 20 日から 24 年 1 月 6 日まで

昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 8 月 19 日までの A 社の期間と同月 20 日から 24 年 1 月 6 日までの B 社の期間について、脱退手当金として支給済みとの回答をいただいたが、受け取った記憶が無いので申し立てる。

B 社からは退職金の支給はなかった。また、手続上、戸籍抄本が必要であると思うが、交付も受けていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から 54 日後の昭和 24 年 3 月 1 日に支給されているほか、厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に支給記録があるなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 24 年 3 月 1 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったところ、申立期間の事業所を結婚退職後、29 年 4 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から 43 年 5 月 10 日まで  
A社における昭和 35 年 10 月から 43 年 5 月までの厚生年金保険への加入状況を照会したところ、加入期間は 36 年 2 月 1 日から 43 年 5 月 10 日までで、同年 9 月 10 日に脱退手当金支給済みとの回答をもらった。私は脱退手当金のことは知らなかったし、その支給を選択していない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を表す「脱B」表示が押印されている上、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から4か月後の昭和 43 年 9 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社C支店で脱退手当金の支給記録がある4人の厚生年金保険被保険者資格喪失から脱退手当金支給までの期間について、社会保険庁のオンライン記録を確認したところ、3人が1年以内（申立人は4か月）となっている上、当該同僚3人は、「具体的な手続等は分からないが、私は脱退手当金の支給を受けた。」と証言している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 青森厚生年金 事案 188 (事案 45 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 26 日から同年 9 月 30 日まで

私は、昭和 40 年 3 月 1 日から同年秋ごろまで、A 社で働いていたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者記録が、同月 26 日で資格を喪失している旨の回答を受けた。

当初の判断後、申立期間に係る新たな同僚 2 名の証言を得ることができたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除された事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無い上、申立人は、昭和 37 年 12 月 1 日から 45 年 3 月 17 日までの期間において、申立人の配偶者が加入していた B 職員共済組合の被扶養者であったこと、40 年 2 月 1 日から 41 年 2 月 1 日までの期間に、A 社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した 22 名について、被保険者原票を確認したところ、健康保険の整理記号番号に欠番が無く、申立人の整理記号番号より後の番号を持つ 14 名の中に申立人の氏名は無いこと、及び同僚の中には、A 社で厚生年金保険の被保険者となった記録が確認できない者がおり、事業主は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる扱いとしていなかったものと考えられることなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに際し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す資料として、新たに同僚 2 名の証言等を提出したが、当該同僚は 2 名とも、「申立人が申立期間について、当該

事業所に勤務していたことは間違いないものの、申立人が厚生年金保険の被保険者となっていたかは分からない。」と回答しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す事情は見当たらない。

また、当委員会が新たに連絡先を把握し、証言を得ることができた同僚6名のうち、申立人を記憶していた者は3名であるものの、一方で、同僚の1名は、厚生年金保険の被保険者となった記録が確認できず、「自分も常勤で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者とはなっていない。」と証言している。

さらに、当該事業所の元事業主（申立期間当時は社員として勤務）は、「申立人が勤務していたことは記憶しているものの、従業員に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪に関する手続及び給与からの厚生年金保険料控除については、亡くなった父母（当時の事業主及び現場監督者）が判断しており、自分は、こうした業務に一切関与していなかったことから、当時のことは分からない。」と回答している。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和24年5月7日から25年4月1日まで  
②昭和25年4月1日から33年7月23日まで  
③昭和33年8月1日から同年11月1日まで

A県B会の傘下病院における勤務期間（①C病院及びD分院の昭和24年2月から25年3月31日まで、②E病院の同年4月1日から33年7月まで、③F病院の同年7月から同年10月まで）について照会したところ、厚生年金保険被保険者期間は上記申立期間のとおりで、同年12月26日に脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

F病院（申立期間③）を退職する時には、G病院（H職員共済組合）への転勤が決まっていて、脱退するべき理由がなかった。脱退手当金については、受給申請もしていないし、受給もしていない。私を無視して、直接私の意思確認をしないで、脱退手当金の事務処理をしたことは、理不尽で無責任で不当なことである。脱退手当金が支給済みになっていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は昭和33年12月26日に支給決定がなされているが、当時は通算年金制度創設前である上、申立人が勤務していたF病院の被保険者名簿のすべてのページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年11月の前後2年以内に資格喪失した者の脱退手当金の支給記録を調査したところ、F病院で厚生年金保険被保険者期間が2年以上ある11人のうち9人に脱退手当金の支給記録があり、厚生年金保険被保険者期間が2年未満の14人のうち3人（申立人を含む。）に脱退手当金の支給記録がある。これら脱退手当金の

支給記録がある12人については、被保険者資格喪失から脱退手当金支給までの期間はすべて6か月以内となっている上、このうち同僚2人は、「請求及び受取についての記憶は定かでないが、私は脱退手当金の支給を受けた。」と証言している。次に、申立人については、F病院における被保険者期間は3か月であるが、その直前のE病院における被保険者期間は99か月あり、かつ、F病院で被保険者資格を喪失してから脱退手当金を支給するまでの期間は2か月弱となっており、申立人と同様、A県B会の傘下病院からF病院に勤務し、F病院退職後に脱退手当金の支給記録のある同僚が2人いる。これらのことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和33年12月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

私は、昭和 30 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間、A 県 B 町立 C 小学校に助教諭として勤務していたが、厚生年金保険加入期間が確認できなかったとの回答を受けた。

自分の記憶では、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、C 小学校に助教諭として勤務していたことは、同校の歴史を記録した「C 小学校沿革史」に明記されていることから確認できるものの、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、C 小学校は厚生年金保険の適用事業所となったことは無く、同校を管内とする A 県教育委員会 D 教育事務所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは社会保険庁のオンライン記録から昭和 36 年 5 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人と同じ助教諭として C 小学校に昭和 29 年 10 月 1 日から 31 年 2 月 18 日まで勤務していた同僚にも厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から同年 9 月まで (月日不詳)

私は、申立期間において、同族会社である A 社又は B 社のいずれかに配属されており、どちらかの社会保険に加入していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社又は B 社に勤務していたことは推認することができるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立期間において、社会保険事務所が管理する A 社及び B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票について、厚生年金保険の加入記録を確認したが、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

さらに「厚生年金保険への加入は、入社 6 か月の試用期間後である。」との同僚の証言があるほか、当該両事業所は既に全喪している上、給与を含め一切を取り仕切っていたとされる社長は既に他界しており証言を得ることもできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。